

令和4年度 経営事項審査申請要領の主な改正内容

【制度改正：建設業法等の改正に伴うもの（令和3年4月1日改正分）】

①技術者及び技能者の知識及び技術又は技能の向上の取組の状況を追加

改正建設業法において、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされた。

継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術または技能の向上の取組の状況を新たに評価。

②建設業の経理に関する状況の見直し

企業会計基準が頻繁に大きく変化する中で、継続的に専門的な研修を受講することで最近の会計情報等に関する知識を習得することが重要となっているところ、公認会計士及び税理士については、資格取得後の研修の受講が義務化される方向にある。

このことから、公認会計士等の算出にあたって参入できる者を建設業の経理に関して最新の知識を有していると見なされる者に改正。

③監理技術者を補佐する資格を有する者の評価

監理技術者補佐（主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者）は、技術職員数に係る評価にて、4点として評価。